

## 碧南市における空家等対策に関する協定

碧南市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、碧南市内における空家等に関する対策の推進について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### （取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の適切な管理に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### （情報の共有）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

### （甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたり、ホームページ、チラシ等による啓発に努めるものとする。

### （乙が主体となって取り組む事項）

- 第6条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対し配布先の提供、紹介等の協力をするものとする。
- 2 乙は、乙が主催する相談業務（甲から委託を受けて実施する場合を含む。）において、所有者等による第3条第1号及び第2号の取組に対する相談を実施するように努めるものとする。
  - 3 乙は、その構成員へ第3条の取組事項に必要な空家等の対策に関する情報の周知等を行うよう努めるものとする。

### （協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成33年3月末までとし、有効期間の満了日までに更新について協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙から書面による終了、変更等の申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年6月4日

甲 碧南市松本町28番地  
碧南市代表者  
碧南市長 禰宜田 政信

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号  
愛知県司法書士会  
会長 和田 博恭